

風水害等災害対策計画

(風水害等災害対策計画) 目 次

	頁
第1編 総 則	
第 1 章 計画の目的・方針等	風1- 1 -1
第 2 章 瀬戸市の自然条件	風1- 2 -1
第2編 災害予防計画	
第 1 章 防災施設、設備等の整備	風2- 1 -1
第 2 章 治山対策	風2- 2 -1
第 3 章 土砂災害対策	風2- 3 -1
第 4 章 河川防災対策	風2- 4 -1
第 5 章 農地防災対策	風2- 5 -1
第 6 章 雨水出水対策	風2- 6 -1
第 7 章 防災街区、防災建造物等整備対策	風2- 7 -1
第 8 章 ライフライン関係施設対策	風2- 8 -1
第 9 章 林野火災の防止対策	風2- 9 -1
第10章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	風2-10 -1
第11章 高圧ガス保安対策及び火薬類保安対策	風2-11 -1
第12章 放射性物質及び原子力災害予防対策	風2-12 -1
第13章 地下空間の浸水対策	風2-13 -1
第14章 鉄道災害対策	風2-14 -1
第15章 道路災害対策	風2-15 -1

第3編 災害応急対策計画

第 1 章 避難行動	風3- 1 -1
第 2 章 被災宅地の応急危険度判定	風3- 2 -1
第 3 章 交通応急対策	風3- 3 -1
第 4 章 ライフライン施設等の応急対策	風3- 4 -1
第 5 章 水防計画	風3- 5 -1
第 6 章 航空機事故に関わる災害対策	風3- 6 -1
第 7 章 放射性物質及び原子力災害応急対策	風3- 7 -1
第 8 章 危険物等の災害対策	風3- 8 -1
第 9 章 大規模な火災対策	風3- 9 -1
第10章 林野火災対策	風3-10 -1
第11章 防災営農	風3-11 -1
第12章 鉄道災害対策	風3-12 -1
第13章 道路災害対策	風3-13 -1

第4編 災害復旧対策計画

第 1 章 放射性物質及び原子力災害対策	風4- 1 -1
----------------------------	----------

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的・方針等

第 1 節 計画の目的

この計画は、風水害等の災害に際し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧計画に関する事項を定め、市及び防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、防災の万全を期するとともに、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第 2 節 計画の性格及び基本方針

この計画は、風水害等災害に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上においての基本的な大綱を示すものとする。

この計画を効果的に推進するため、市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れ、住み続けられるまちづくりなど、SDGs 理念を意識した防災体制を確立するよう努めるものとする。

また、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

第 3 節 計画の構成

災害対策の基本は、「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事後の復旧に努める」ことで、この 3 本の柱でこの計画を構成する。

第 1 編 総 則

第 2 編 災害予防計画

第 3 編 災害応急対策計画

第 4 編 災害復旧対策計画

第 4 節 災害の想定

この計画の作成に当たっては、本市の地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去の各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- 1 台風による災害
- 2 集中豪雨等異常気象による災害
- 3 大規模な火災
- 4 危険物の爆発等による災害
- 5 可燃性ガスの拡散

- 6 有毒ガスの拡散
- 7 航空機事故による災害
- 8 その他の特殊災害

(資 料)

- ・資料 8－2 東海地方に影響のあった主な台風
- ・資料 8－3 台風の大きさと強さの分類

第2章 瀬戸市の自然条件

この計画に定める地域の地勢、気候等の自然条件は、次のとおりである。

第1節 地勢

本市は愛知県の北部、名古屋市の北東約20Kmの距離にあつて、東経137°05′03″北緯35°13′24″に位置する。東は木曽山系に属する三国山、猿投山に、西は尾張旭市、南は豊田市、長久手市に、北は庄内川を境として春日井市及び岐阜県多治見市に接している。地勢は、西部を除く三方を200m～300mの低い丘陵で囲まれ、矢田川（山口川）、瀬戸川、水野川がこの丘陵から出て西へ流れる。この川に沿って帯状に平坦地があり、市街化区域、農地として利用されている。

市の中央部の大部分を占めている丘陵地は、品野層より新しい瀬戸層群と呼ばれる第三紀鮮新世である。

第2節 気候

本市の気候は、概ね太平洋沿岸気候である。我が国の中央に位置する関係等から、日本の屋根といわれる中部山岳の影響を受けて北東の風が吹きにくい。その反面、西の鈴鹿山脈等の影響を受け、冬は関ヶ原から濃尾平野に吹き出す季節風の影響で北西の風が強くなっている。また、夏には内陸に位置するため、比較的低温な海風の平野部への侵入が妨げられ、それに加えて都市気候の影響もあり比較的高温の日が多い。全般的に言えば四季を通じて変化の少ない気候に属している。

第2編 災害予防計画

第1章 防災施設、設備等の整備

第1節 気象等観測施設、設備等

気象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象等観測施設、設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

(参考) 気象業務法では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合は、検定に合格した観測機器を使用するとともに、観測施設を設置した場合は、これを気象庁に届けることを義務付けている。

第2節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備

1 防災施設等の整備

風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。併せて、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるよう努めるものとする。

2 防災用拠点施設の整備促進

県、市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

3 防災中枢機能の充実

県、市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食品、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、県及び市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

特に、市役所本庁舎は、災害対策本部として防災活動の拠点となることから非常用電源の確保等、災害時の拠点・中枢機能維持に必要な施設・設備対策を講じるものとする。

4 消防施設、設備等

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消

防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備改善並びに性能調査を実施することにより、有事の際の即応体制の確立を期する。特に特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

5 浸水対策用資機材の整備強化

県及び市は、浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

(資 料)

- ・ 資料 2－市 瀬戸市締結の災害応援等に関する協定・覚書
愛知県内広域消防相互応援協定
隣接市町との消防相互応援協定締結状況
災害時における情報及び救助作業等応急措置用資機材の提供並びに燃料油類の供給に関する協定
- ・ 資料 6－3 消防水利施設設置状況
- ・ 資料 6－5 所管別車両表
- ・ 資料 6－8 防災用機器

第 2 章 治山対策

第 1 節 基本方針

県の復旧治山事業等の治山対策に基づき、これらを周知及び推進し、山地に起因する災害の未然防止を図る。なお、推進を図る上で避難行動要支援者の人命保護を重視する。

第 2 節 実施内容

- 1 山腹崩壊、地すべり等による山地災害危険地区の実態を把握し、治山事業施行の基礎資料とするよう考慮する。
- 2 小規模な荒廃地、荒廃危険地等の事業実施について考慮する。
- 3 要配慮者利用施設に係る砂防災害対策。

(資 料)

- ・ 資料 4－9 山地災害危険地区

第3章 土砂災害対策

第1節 基本方針

県は、集中豪雨等に伴う土石流、土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命、財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。また、県及び市は、土砂災害警戒区域等の周知、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。

第2節 実施内容

1 砂防事業

集中豪雨等に伴う土石流対策として、砂防堰堤工や溪流の侵食による土砂流出を防ぎ河床の安定を図る溪流保全工等を施工する。また、砂防指定地域内の行為に対する管理及び各種砂防事業を推進する。

2 急傾斜地崩壊対策事業

集中豪雨等に伴う崖崩れ災害に対処するため、崖の高さ5m以上勾配30度以上、人家5戸以上又は5戸未満であっても公共施設等に被害のおそれがある箇所、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、急傾斜地の崩壊を防止する法面对策、土留施設又は排水施設の整備を実施する。

3 地すべり対策事業

土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こしその面積が5ヘクタール以上、市街化区域にあっては2ヘクタール以上の地区で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、又は鉄道、道路若しくは10戸以上の人家、又は公共施設等に被害のおそれがある箇所について、「地すべり防止区域」に指定し、地形・地下水等の自然条件を変化させる抑制工及び構造物の抵抗力を利用した抑止工の施設整備を実施する。

（参考） ー県実施対策ー

近年の土石流、崖崩れ災害等の頻発に鑑み、前述の防災施設を整備するほか、土砂災害警戒区域等の周知、市町村に対する警戒避難体制の確立に関する必要な支援、情報の収集・伝達、防災意識の普及等を含めた総合的な土砂災害対策を実施する。

特に、的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう警戒避難体制を確立することは必要不可欠である。このため、名古屋地方气象台と連携した土砂災害警戒情報やこれに関連した情報を市町村や住民に提供し、迅速かつ適切な防災体制を支援していく。

また、県民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進する。

大規模な土砂災害が急迫した場合は、さらに同法に基づき、中部地方整備局及び県は緊急調

査を実施し、その情報を土砂災害緊急情報として関係市町村へ通知することにより、市町村の警戒避難体制を支援する。

第3節 関連調整事項

- 1 土石流、地すべり、崖崩れ等の実態を十分調査し、それをもとに防止工事を実施するように考慮する。
- 2 砂防、治山、河川改修、農地防災等の各種事業で実施されている各々の防災事業については、相互間の調整を行い事業執行の効率化、適正化を図るように考慮する。
- 3 土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険箇所、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等に関する資料の提供を受けるとともに警戒避難体制の整備を推進するため、避難指示の発令基準について土砂災害警戒情報の発表を位置づけることなどについて県の支援を受ける。

市防災会議は、警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項について市地域防災計画に定めるものとする。

第4節 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域における警戒避難体制

1 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

- (1) 市防災会議は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知を図られるよう考慮する。
- (2) 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定に関して、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

キ 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合におけるエに規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

- (3) 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合に

直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。

2 ハザードマップの作成及び周知

市長は、市地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Webサイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することに努める。

3 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

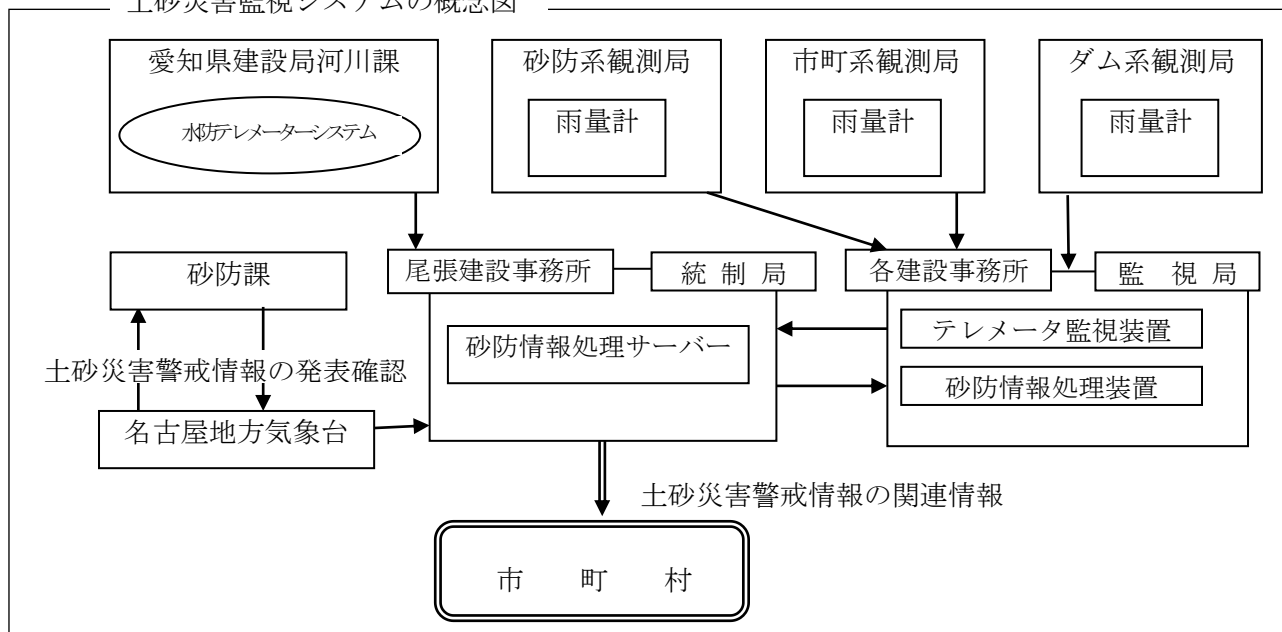
要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。

また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。

4 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

市は、県の土砂災害監視システムにより土砂災害警戒情報を補足するため、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報を活用し情報収集に努めるとともに、「防災共通計画 第3編 第3章 災害情報の収集・伝達計画 第2節 被害状況等の収集及び伝達 1 情報の一般的収集、伝達系統」を準用し、情報の収集及び伝達に努める。

土砂災害監視システムの概念図



5 避難情報の伝達

「防災共通計画 第3編 第5章 第2節 2 避難情報の伝達」を準用する。

6 避難

「防災共通計画 第3編 第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」を準用する。

7 救出

「防災共通計画 第3編 第6章 救出計画」を準用する。

(参 考)

● 住民にできる防災の措置

崖の周囲は日頃から見まわり、次のようなことを早めに行いましょう。

- ① 風で地盤を揺さぶる大きな木を切る。
- ② 不安定な土の塊りを取り去る。
- ③ ビニール等で崖を覆い、雨水の浸透を防ぐ
- ④ くずれそうな箇所に木や板の柵、石積みをする。
- ⑤ 雨水などを崖に流さないよう水路を造る。
- ⑥ 水路がつまらないように掃除する。
- ⑦ 構造物の異常は、修理、補強する。

急傾斜地崩壊危険区域で、必要な場合知事は防災措置の勧告又は改善命令を出すことがあります。

● 雨が降ったときの心がけ

長雨、強い雨、地震後の雨などの日は、なるべく崖から離れた部屋でやすみましよう。

● 警戒避難

次のような場合には、警戒避難を心がけましょう。

- ① 山鳴りがする場合。(山が鳴動すること。また、その音。地殻運動、谷あいの水の反響、空洞を通る空気の反響などによって起こる。)
- ② 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、立木等がまざりはじめた場合。
- ③ 降雨が続いているにも関わらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合。
(上流に崩壊が発生し、流れがとめられている危険があるため)。
- ④ 斜面から水が噴き出してきた場合。
- ⑤ 沢や井戸の水が濁ってきた場合。
- ⑥ 地面にひび割れができた場合。
- ⑦ 崖から小石がバラバラ落ちてきた場合。

第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

1 方針

土砂災害対策の推進を図る上で、とりわけ、高齢者、障害者、幼児等自力避難が困難ないわゆる要配慮者の人命保護が重要である。

こうした者が入所している施設に係る土砂災害対策の推進を図る。

2 実施内容

(1) 要配慮者利用施設の把握

山地災害危険地区など土砂災害の危険箇所等（瀬戸市地域防災計画風水害等災害対策計画第3編、第1章、別紙2参照）に所在する要配慮者利用施設（別紙1）の調査を行い把握する。

(2) 県土保全事業の推進

県は、要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等の土木保全事業を積極的に推進する。

(3) 情報の提供

県は、調査結果に基づき、土砂災害警戒区域等、山地災害危険地区など土砂災害の危険区域に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、市と協力してその旨を周知する。

また、施設の名称、場所等を県及び市の地域防災計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。

(4) 防災知識の普及

県は、施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。

また、個別の危険箇所、避難場所及び災害の前兆現象等を記載した「土砂災害危険箇所・危険区域図」を作成し、市及び施設管理者に配布して防災知識の普及を図る。

(5) 市における措置

ア 連絡体制の確立

市は施設の管理者に対して、名古屋地方気象台と愛知県が共同発表する土砂災害警戒情報を、警戒避難基準として情報提供するなど連絡体制の確立に努める。

イ 施設管理者等に対する支援

市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。

ウ 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有

者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

エ 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

(6) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域あるいは土砂災害特別警戒区域内に指定された要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次のア、イをしなければならない。

ア 計画の作成

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

イ 訓練の実施

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

ウ 実施状況の確認

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について定期的に確認するよう努めるものとする。

エ 施設等における対策

「防災共通計画 第2編 第8章 第2節 4 要配慮者支援対策」等における対策による。

(資 料)

- ・ 資料 4－5 急傾斜地崩壊危険箇所
- ・ 資料 4－6 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所
- ・ 資料 4－7 地すべり危険箇所・地すべり防止区域
- ・ 資料 4－8 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策に関する法律による土砂災害警戒区域等の指定箇所一覧
- ・ 資料 4－9 山地災害危険地区
- ・ 資料 9－1 土砂災害警戒区域等に属する要配慮者利用施設一覧

要配慮者利用施設

要配慮者利用施設は、概ね次に掲げる施設とする。

- 1 児童福祉施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する施設）
- 2 老人福祉施設（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する施設）
及び有料老人ホーム（同法第 29 条に規定する施設）並びに老人居宅生活支援事業を行う施設等（同法第 5 条の 2 第 3 項から第 6 項までに規定する事業を行うものに限る。）
- 3 介護保険施設（介護保険法（平成 12 年法律第 123 号）第 8 条第 24 項に規定する施設）
- 4 障害者支援施設（障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 12 項に規定する施設）
- 5 障害福祉サービス事業所（障害者総合支援法第 5 条第 6 項に規定する療養介護、同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 8 項に規定する短期入所、同条第 10 項に規定する共同生活介護、同条第 13 項に規定する自立訓練、同条第 14 項に規定する就労移行支援、同条第 15 項に規定する就労継続支援及び同条第 16 項に規定する共同生活援助を行うものに限る。）
- 6 身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 5 条第 1 項に規定する施設）
- 7 福祉ホーム（障害者総合支援法第 5 条第 27 項に規定する施設）
- 8 精神障害者退院支援施設（平成 18 年 9 月 2 日厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」に基づく施設）
- 9 地域活動支援センター（障害者総合支援法第 5 条第 26 項に規定する施設）
- 10 医療提供施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 2 第 2 項に規定する施設）
- 11 幼稚園（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 22 条に規定する学校施設）
- 12 障害児通所支援事業所（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項に規定する児童発達支援、同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援、同条第 4 項に規定する放課後等デイサービス、同条第 5 項に規定する保育所等訪問支援を行うものに限る。）
- 13 その他
 - (1) 救護施設、更生施設及び医療保護施設（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 2 項から第 4 項に規定する施設）
 - (2) 特別支援学校（学校教育法第 72 条に規定する学校施設）
 - (3) その他、要配慮者に関連する施設

第 4 章 河川防災対策

第 1 節 基本方針

洪水による災害を未然に防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と合わせ、水系一貫した河川改修を推進する。

第 2 節 実施内容

1 中部地方整備局、県（建設局）及び市における措置

(1) 洪水浸水想定区域の指定

中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

また、中部地方整備局及び県は、洪水浸水想定区域を指定したときには、市に洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市の洪水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

(2) 河川情報等の提供

中部地方整備局及び県は、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開を行う。

また、県は、雨量、河川水位、潮位等についてメールによる情報配信を行う。

(3) 市民の自発的な行動の促進

県は、水害に直面した際に、市民が適切な行動を選択できるよう、市民目線の情報提供と市民の自発的な行動を育む地域協働型の取組を「みずから守るプログラム」として推進する。

(4) 予想される水災の危険の周知等

市長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(5) 水災害連携の連絡会・協議会

ア 洪水予報連絡会

県内の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして国又は県が指定した洪水予報河川について、国管理河川については中部地方整備局、气象台、関係市町村等と連携した洪水予報連絡会を開催し、水位等の観測通報に協力し、水害の軽減に努めるものとする。

また、県管理河川についても、それに準じた担当省会議を開催する。

イ 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

水防法第 15 条の 9 及び 10 に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に水防災協議会を設立し、各圏域、流域の関係市町村、气象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等の

ため連携して一体的に取り組むこととする。

ウ 流域治水協議会

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

(6) 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市町村、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

2 水防管理者における措置

水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区として指定することができる。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。

3 河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を進める。

4 河川改修

河道の整備を図り、堤防、水門、橋脚等についての改修を実施する。

5 浸水想定区域に関する市の措置

(1) 市地域防災計画に定める事項

市防災会議は、浸水想定区域に関して、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、(ウ)の施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。）

(ア) 地下街等（※）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

※地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）

(イ) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

(ウ) 大規模な工場その他の施設であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

エ ウを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

(2) ハザードマップ（防災マップ）の配布

浸水想定区域に関して、市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(4) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

6 地下街等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。

(1) 計画の策定

単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等

（地下街などと接続する施設であって、当該地下街の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼす恐れのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

(2) 訓練の実施

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練の実施

(3) 自衛水防組織の設置

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への設置の報告

7 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

水防法に基づき、浸水想定区域に指定された要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければならない。

(1) 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告。

(2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告。

8 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

(1) 計画の策定

大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

(2) 訓練の実施

大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練の実施

(3) 自衛水防組織の設置（努力義務）

大規模工場等の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

第3節 関連調整事業

- 1 地域河川の重要水防箇所の実態を把握し、特に慢性的、持続的な破壊作用等についても考慮する。
- 2 ダムの操作等利水施設の設置及び運営は、治水との総合調整を考慮し、水源より河口まで一貫した観点により適切に行うよう考慮する。
- 3 砂防事業、治山事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。

- 4 下水道事業、農地排水等配水改良事業との調整を行うよう考慮する。
- 5 堤防及び付属施設の管理の徹底についても考慮する。

(資 料)

- ・資料 4－1 0 重要水防箇所及び防災重点農業用ため池
- ・資料 4－1 1 土石流危険溪流

第 5 章 農地防災対策

第 1 節 基本方針

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて地域の保全に資する。

第 2 節 実施内容

1 老朽ため池等整備事業

老朽化による決壊を防止するため、早急に整備を要する農業用ため池の改修及び風水害等によって、土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために行う擁壁、水路等の新設又は改修を行う。

2 用排水施設整備事業

自然的社会的状況の変化、施設の脆弱化等により、農地、河川堤防、公共施設等に被害が生ずるのを防ぐため、水路等の改修を行う。

3 防災ダム事業

洪水調節用のダムの新設又は改修並びに洪水調節機能の付与、増進のための農業用ため池の改修を行う。

第 3 節 関連調整事項

- 1 ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。

- 2 農地防災、河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。

（資 料）

- ・資料 4－10 重要水防箇所及び防災重点農業用ため池

第 6 章 雨水出水対策

第 1 節 基本方針

市街地の浸水防止を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、排水施設整備事業を推進する。

第 2 節 実施内容

1 排水施設整備事業

生活環境の改善を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、排水ポンプ場及び排水施設の新設又は改修を行い、予想される被害の未然防止に努める。

また、必要に応じて調節池を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修に当たっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

2 雨水出水浸水想定区域の指定

県又は市は、水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

また、県は、雨水出水浸水想定区域を指定したときには、市に雨水出水浸水想定等の情報を提供することにより、市の雨水出水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

3 雨水出水浸水想定区域に関する市の措置

「風水害等災害対策計画 第 2 編 第 4 章 第 2 節 5 浸水想定区域に関する市の措置」を準用し、「洪水時」は「雨水出水時」に読み替えるものとする。

4 地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置

「風水害等災害対策計画 第 2 編 第 4 章 第 2 節 6、7、8」を準用し、「洪水時」は「雨水出水時」に読み替えるものとする。

第 3 節 関連調整事項

- 1 過去の浸水状況等を参考の上、慢性的排水不良地域の実態を十分調査し、把握しておく。
- 2 側溝、下水道、中小河川等は一体となり排水するので、計画及び事業の実施にあたっては、相互の調整を図るよう考慮する。
- 3 浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

第7章 防災街区、防災建造物等整備対策

第1節 基本方針

防火地域の指定、災害危険区域の指定及び宅地造成等規制並びに市街地開発事業等の推進により、都市の防災街区を積極的に整備する。

また、建築物の不燃化及び防水対策を図り、安全な都市環境の実現を期する。

第2節 実施内容

1 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、防火・準防火地域を市が指定し必要な規制を行う。

2 災害危険区域の指定

地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定、また、出水による危険の著しい区域を市長が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。

※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。

3 宅地造成等の規制

県と市は協力して大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、降雨に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが高い一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のため必要な規制を行う。

4 市街地再開発事業

都市における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

5 公共建築物の不燃化

公共施設の不燃化を図る。

6 防災拠点施設の屋上の番号表示

市は、災害発生時において、ヘリコプター等航空機による空からの情報収集活動等が、効率的に実施できるように市本庁舎等公共施設の屋上に番号表示を行う。

7 防災上重要な施設の耐水性能の確保

防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して次の諸点により必要な浸水対策等を推進する。

- (1) 建築物の浸水対策設計・施工
- (2) 市有施設の浸水対策のための設計指針の策定

8 公共建築物における雨水流出抑制機能の策定

河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

第3節 関連調整事項

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、他の諸施設の防災対策と関連させ、総合的な防災計画を樹立し、大きく都市計画の問題として扱うよう考慮する。

(資 料)

- ・ 資料 4－5 急傾斜地崩壊危険箇所
- ・ 資料 4－6 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

第 8 章 ライフライン関係施設対策

第 1 節 基本方針

1 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、下水道等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

2 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

県及び市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。

第 2 節 電力施設

1 実施責任者

電気事業者

2 実施内容

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

イ 送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がなされているが、飛来物による被害が考えられることから看板、破損、飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強または一時撤去について施設者への協力依頼に努める。

ウ 配電設備

配電設備は安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートを選定にあたっては土砂の流失、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をしている。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

(ア) 応急復旧用資機材及び車両

(イ) 食品その他の物資

ウ 電力融通

災害発生時に供給力が不足すること考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

第3節 ガス施設

1 基本方針

市民生活に欠くことのできない都市ガス等の供給を確保するため、災害時における被害を最小限に食い止め、二次災害防止のため、防災対策の整備に努めるものとする。

2 実施責任者

ガス事業者（液化石油ガス含む）

3 実施内容

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

- (ア) 浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。
- (イ) 風水害の影響を受けやすい箇所への補強又は固定を行うとともに、必要なものは除去する。
- (ウ) 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋りょう架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) ガス事故対策

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

イ ガス供給設備

- (ア) 大規模なガス漏洩などガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係る導管事故防止措置等を行う。
- (イ) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等について一般火災に対して延焼防止措置を講ずる。

4 防災業務設備の整備

(1) 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視する。

(2) 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

(3) 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。

(4) 漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流失拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

(5) 緊急放散設備

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

(6) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行なうとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行なうため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(7) 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

5 災害対策用資機材等の確保及び整備

(1) 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。

また、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等をあらかじめ調査しておく。

(2) 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、製造所・供給所等においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。

また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。

(3) 代替熱源

ガス供給停止時の代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

6 協力体制の確立

一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

第4節 上水道

1 実施責任者

水道事業者

2 実施内容

- (1) 主要な水道施設は、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。
- (2) 取水施設等の河川区域施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。
- (3) 浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造とし、また嵩上げるなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。
- (4) 災害時の被害の拡大防止と飲料水の確保のため、必要に応じ遮断弁を設置する。
- (5) 洪水による水道施設内への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。
- (6) 地表水を水源とする場合、濁度上昇に対応できるよう体制を整備する。
- (7) 商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

第5節 下水道

1 実施責任者

下水道事業者

2 実施内容

- (1) **主要施設の安全構造化**
主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。
- (2) **災害対策用資機材の確保**
災害対策用資機材については、県と連携を図りその確保に努める。
- (3) **自家発電設備等の整備**
商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。
- (4) **協定の締結**
発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

第9章 林野火災の防止対策

第1節 基本方針

市は、林野火災の発生を未然に防止するため、市民の林野に対する防災思想の啓発普及をはじめ、火災予防の見地からの林野管理を促進するとともに、消防施設等の整備及び火災防御訓練の実施等林野火災防止に関する対策の推進に努める。特に、市は、県が定める林野火災特別地域にあたることから、林野火災防止のための各種事業を県等と連携して積極的に推進するものとする。

第2節 実施内容

1 林野火災予防思想の普及及び啓発

市民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。特に林野火災の危険性の高い地域には注意心を喚起する標識等により市民の注意を喚起する。また、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報及びポスター等有効な手段を通じて市民に強く防火思想の普及及び啓発を図る。

2 林道等の整備

林道は合理的な林業経営を図る重要な基盤施設であるとともに、林野火災の初期消火作業が十分発揮でき、また、防火線としての役割も加味した林道網の整備を図る。

3 防火用水の整備

各種事業の工作物と自然水を防火用としての活用整備を図る。

4 予防資機材等の整備

林野火災の発生の危険性が高い地域に予防機材、初期消火機材の配備を図る。

5 林野所有（管理）者に対する指導

(1) 森林経営計画等による予防施設の整備

平素から林野所有（管理）者に対して、地域の実態に即した防火施設（防火線、防火樹帯、防火装置及び防火用水）の整備を加味した森林経営計画の作成を指導し、被害の防止、軽減を図る。

(2) 林野パトロール等

森林組合職員等の林野関係者と連携しつつ、特に火災多発期のパトロール及び啓発活動の強化等に努める。

(3) 火入れを行う場合には、森林法に基づいて実施し、消防機関及び隣接所有者との連絡を十分にとり、安全を期するように指導する。

（資 料）

・資料4－12 林野火災特別地域

第 10 章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策

第 1 節 基本方針

危険物、毒物劇物等化学薬品類（以下「危険物等」という。）による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の整備を図る。

第 2 節 実施内容

- 1 危険物等施設に対する保安法令の定めるところにより立入検査を図るとともに、屋外タンク等の実態の把握調査の実施を図る。
- 2 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。
- 3 事業所の自主点検体制の確立
 - (1) 日常の点検事項及び点検方法等をあらかじめ具体的に定めておくものとする。
 - (2) 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
 - (3) 隣接する危険物等事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。
- 4 市は、化学消防車等の整備を図り、危険物災害に対する消防力の強化促進を図る。
- 5 事業所は、化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄に努める。
- 6 危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。
- 7 防災関連機関及び関係企業は、それぞれ又は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努めるものとする。

第 3 節 関連調整事項

防災関連機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査の徹底を図るとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い検査結果の交換に努めるものとする。

（資 料）

- ・資料 4－2 危険物施設等施設数一覧

第 1 1 章 高圧ガス保安対策及び火薬類保安対策

第 1 節 基本方針

高圧ガス、火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、指導取締りの強化、自主保安体制の整備を図る。

第 2 節 実施内容

高圧ガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備等災害予防対策の推進に協力する。

1 保安思想の啓蒙

- (1) 高圧ガス保安法及び火薬類取締法の周知徹底
- (2) 各種の講習会、研修会の開催
- (3) 高圧ガス及び火薬類の取扱指導
- (4) 危害予防週間、安全管理運動等の周知

2 自主保安体制の整備

- (1) 自主保安教育の実施
- (2) 定期自主検査の実施と責任体制の確立

3 火災に対する予防

- (1) 高圧ガス施設は、貯槽、反応塔等の過熱、爆発、延焼を防止するため、散水冷却装置、ウォーターカーテンの完備又はガス放出装置（不燃ガスの場合）の整備をする。
- (2) 火薬類については、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、また、あらかじめ安全な一時保管所を定めておく。

4 災害防止技術の開発研究

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努めるものとする。

第 3 節 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

（資 料）

- ・ 資料 4－3 液化石油ガス等貯蔵施設

第 1 2 章 放射性物質及び原子力災害予防対策

第 1 節 基本方針

放射性同位元素、核燃料物質等（以下「放射性物質」という。）による災害の発生及び拡大を防止するため、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号。以下「原災法」という。）に基づき、防災関係機関との連携の下に、予防対策の整備を図るものとする。

第 2 節 実施内容

1 施設等の防災対策

放射性物質を取扱う事業者（以下「事業者」という。）は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期するものとする。

- (1) 関係法令の遵守
- (2) 盗難及び不正持ち出し防止の推進
- (3) 施設の不燃化等の推進
- (4) 放射線による被ばくの予防対策
- (5) 施設等における放射線量の把握
- (6) 自衛消防体制の充実
- (7) 通報体制の整備
- (8) 放射性物質を取扱う業務関係者への教育の実施
- (9) 防災訓練等の実施

2 防護資機材の整備

予防対策を実施する各機関は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定器具を含む。）、放射線防護服等の整備を図るものとする。

3 県（防災安全局、環境局）における措置

(1) 原子力事業者との通報・連絡体制の整備

近隣県における原子力事業者との通報・連絡体制の整備に努めるものとする。

(2) 平常時における環境放射線モニタリングの実施

平常時の環境放射線量等のデータの収集に努め、緊急時における対策のための基礎データとするものとする。

(3) 国との連絡調整

緊急時の放射線影響予測にあたり、国の予測データが活用できるようあらかじめ国と調整を行うものとする。

4 防災対策資料の整備

愛知労働局、愛知県及び市は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等防災対策資料の把握に努めるものとする。

5 放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の確保

放射線被ばく者の措置については、放射線に関する専門医の診断が必要とされているが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、県及び市町村は、原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能する原子力災害拠点病院等の連絡先を把握する。

6 災害に関する知識の習得及び訓練等

防災関係機関は、放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。

県は、中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「4原子力事業者」という。）と連携して、他の防災関係機関に適宜情報提供を行う。

(1) アドバイザーの設置

県は、原子力防災に関するアドバイザーを設置し、専門的、技術的な立場から助言を求める体制を整備する。

(2) 県と4原子力事業者との情報交換等の実施

県と4原子力事業者は、情報連絡体制に係る各合意内容に基づき、情報交換等を適宜に実施し、相互の連携強化を図るものとする。

(3) 情報伝達訓練の実施

県は、4原子力事業者が行う原子力発電所又は原子炉施設の異常時における情報伝達訓練と連携して、関係機関への、情報伝達訓練を実施するものとする。

7 食品の調達・供給体制の整備

東海農政局は、災害時における食品の調達、供給体制の整備に努めるものとする。

8 風評被害対策

市は、原子力災害による風評被害等を未然に防止するため、国、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少の未然防止のため、平常時からの的確な情報提供等に努める。

(資料)

- ・資料4-4 放射性同位元素取扱事業所

第 1 3 章 地下空間の浸水対策

第 1 節 基本方針

ビル地下室や地下街などの地下施設（以下「地下空間」という。）の豪雨や洪水による浸水等の被害の発生及び拡大を未然に防止するための対策を定める。

第 2 節 実施責任者

地下空間の所有者、管理者又は占有者並びに県及び市

第 3 節 実施内容

1 地下空間の実態調査の実施

地下空間の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止め、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

2 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発

(1) 危険性の実態の周知、啓発

市、地下空間の所有者等は、豪雨及び洪水時における地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉場外等の危険性について、周知、啓発を図る。

(2) 浸水実績の公表

市は、地下空間の浸水被害の実績について、被害の内容、浸水範囲、浸水深、降雨状況、地形等の情報について、公表・周知を図る。

(3) 浸水予測区域の公表

市は、地下空間の管理者及び利用者が当該地下空間の危険性を認識できるように、浸水予測地域等の公表・周知を進める。

(4) 浸水想定区域内の施設等の公表

市は、浸水想定区域内に地下街等がある場合、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに住民への周知を図る。

3 洪水時の地下空間の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、浸水想定区域内に地下街等がある場合、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

4 避難体制の確立

地下空間の管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、訓練を行うとともに、自衛水防組織を置かなければならない。

特に、市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた地下街等がある場合、所有者又は管理者においては、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を務めるために必要な措置に関する計画を作成し、これを公表する。

また、市と地下空間の管理者等が共同して、浸水災害の発生を想定した訓練の実施に努める。

併せて、市においては、市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた地下街等の所有者又は管理者から、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画について、報告を求めるものとする。

5 地下施設への流入防止など浸水被害軽減

(1) 浸水防止施設設置の促進

県及び市は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設を設置する民間事業者等に提供する。

(2) 浸水対策事業の集中的実施

県及び市は、地下空間利用が高度に発展し、災害が発生するおそれのある地区においては、雨水対策下水道事業及び河川事業を連携して重点的な対策に努める。

第14章 鉄道災害対策

第1節 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）に対する対策について定める。

第2節 実施内容

- 1 鉄軌道事業者は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布を行い、事故防止に努める。
- 2 鉄軌道事業者は、保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。
- 3 鉄軌道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制の整備充実に努める。
- 4 市は、大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。
- 5 市は、鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。
- 6 市は、大規模鉄道災害を想定し、鉄軌道事業者と連携して防災体制の強化を図る。
- 7 鉄軌道事業者は、鉄道施設の防災構造化や安全施設等の整備に係る防災対策を「防災共通計画 第2編 第5章 交通施設対策」の定めにより実施する。
- 8 鉄軌道事業者等は、踏切事故を防止するため、広報活動に努める。

第 15 章 道路災害対策

第 1 節 基本方針

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対する対策について定めるものとする。

第 2 節 実施内容

- 1 道路管理者は、道路パトロール等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。
- 2 道路管理者等は、大規模道路災害等を想定し、関係機関と連携しより実践的な訓練を実施するよう努め、防災体制の強化を図る。
- 3 市は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。
- 4 道路管理者等は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。
- 5 道路管理者は、道路の防災対策について、「防災共通計画 第 2 編 第 5 章 交通施設対策」に規定する内容に準拠して実施する。

第3編 災害応急対策計画

第1章 避難行動

第1節 基本方針

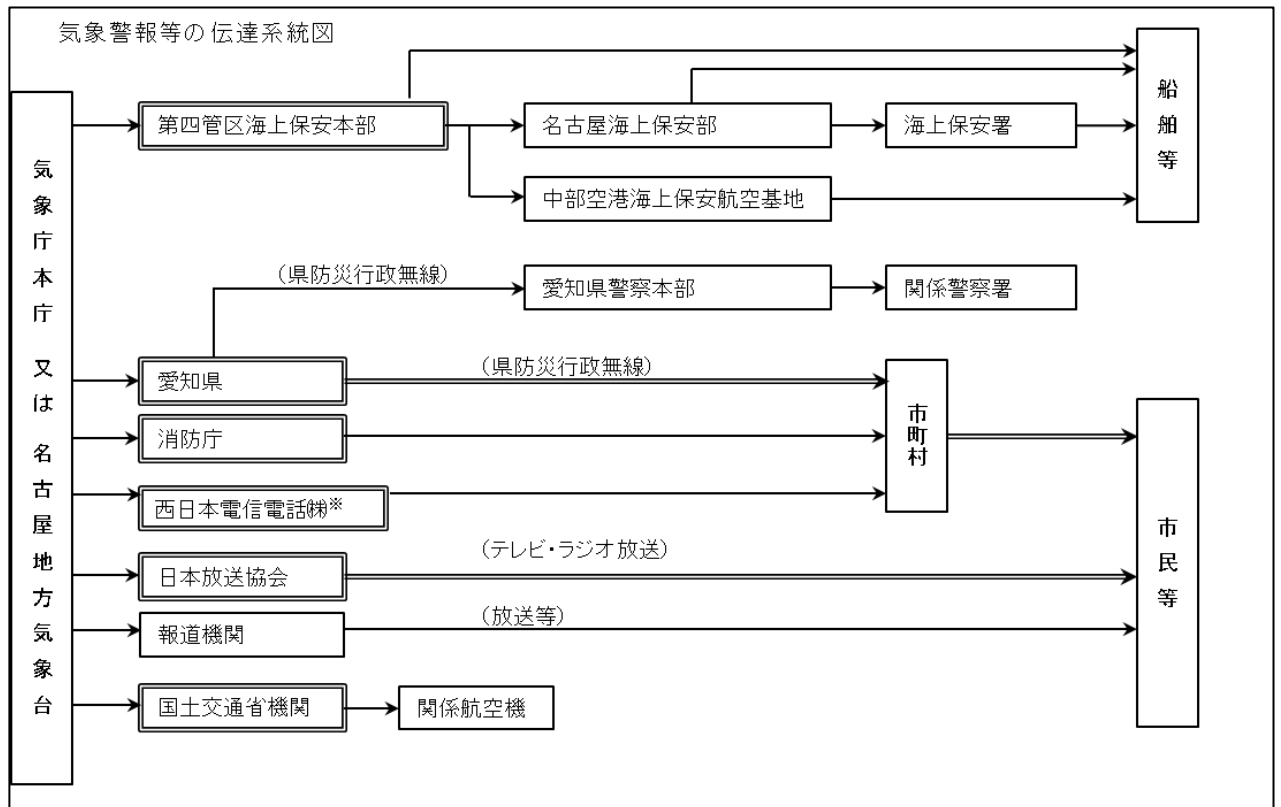
- 1 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。
- 2 市長は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、市役所の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。

また、市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。
- 3 高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

第2節 実施内容

1 気象警報等の伝達系統

(1) 気象警報等の伝達系統



市は、広報車等により市民に伝達する。

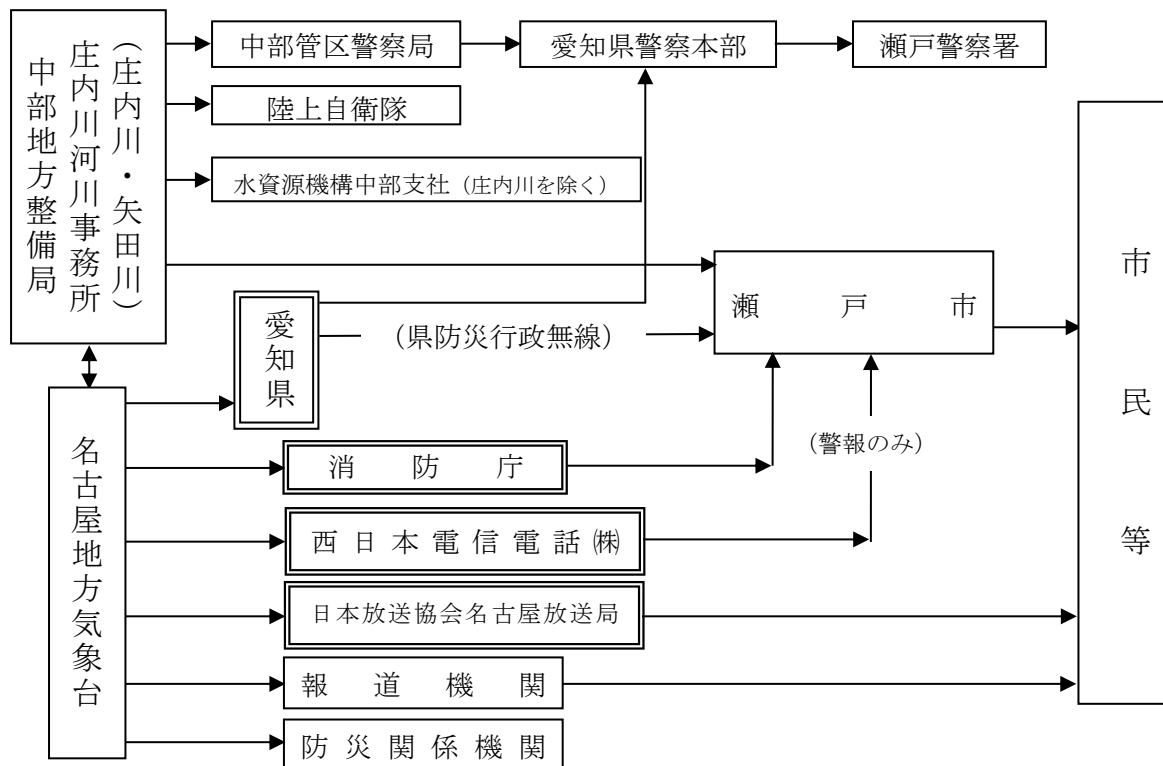
また、自主防災会長又は連合自治会長を通じて伝達の徹底を図る。

※ 気象庁から西日本電信電話には、特別警報及び警報についてのみ伝搬を行う。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

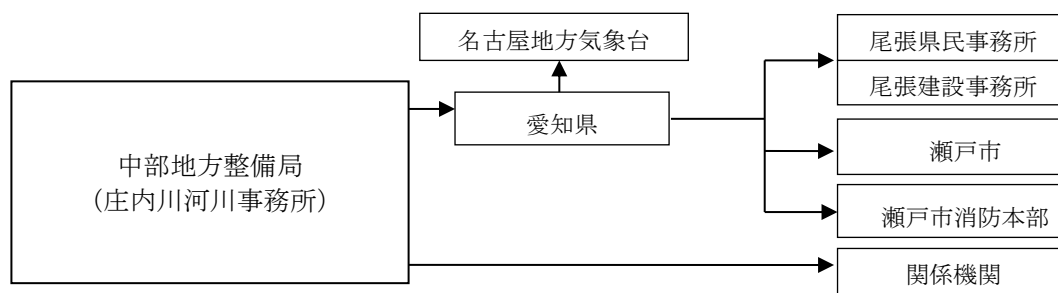
(2) 洪水予報の伝達系統



(注) 二重枠で囲まれている機関は、「気象業務法施行令第8条第4号」の規定に基づく法定伝達先

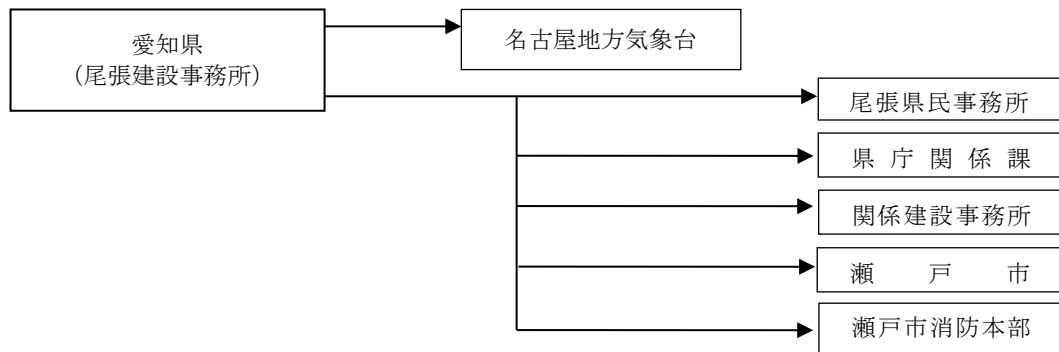
(3) 水防警報の伝達系統

庄内川・矢田川水防警報

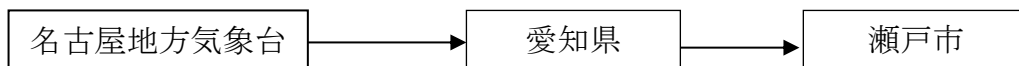


(4) 水位周知河川（避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生）

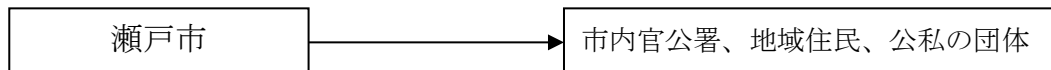
矢田川（県管理区間）・香流川・内津川・扇川・山崎川・八田川・大山川



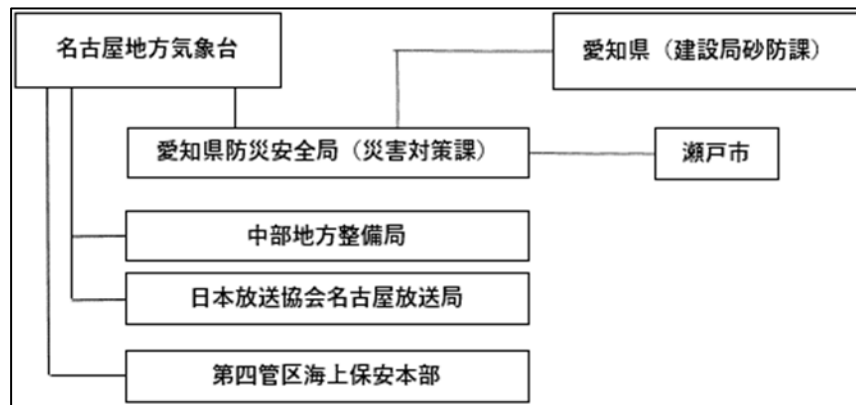
(5) 火災気象通報



(6) 火災に関する情報(方向・速さ等)の伝達系統



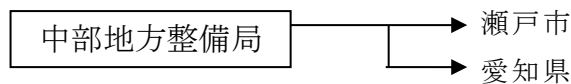
(7) 土砂災害警戒情報の伝達系統



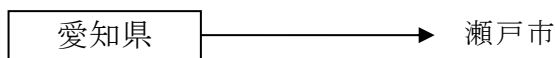
（注）土砂災害警戒情報とは、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、瀬戸市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、瀬戸市に警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。瀬戸市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(8) 土砂災害緊急情報

ア 大規模な土砂災害（河道閉鎖による土石流、湛水など）



イ 大規模な土砂災害（地すべり）



（注） 土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害（河道閉鎖による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合に、国・県が実施する緊急調査の結果に基づき、市町村へ通知される情報で、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報

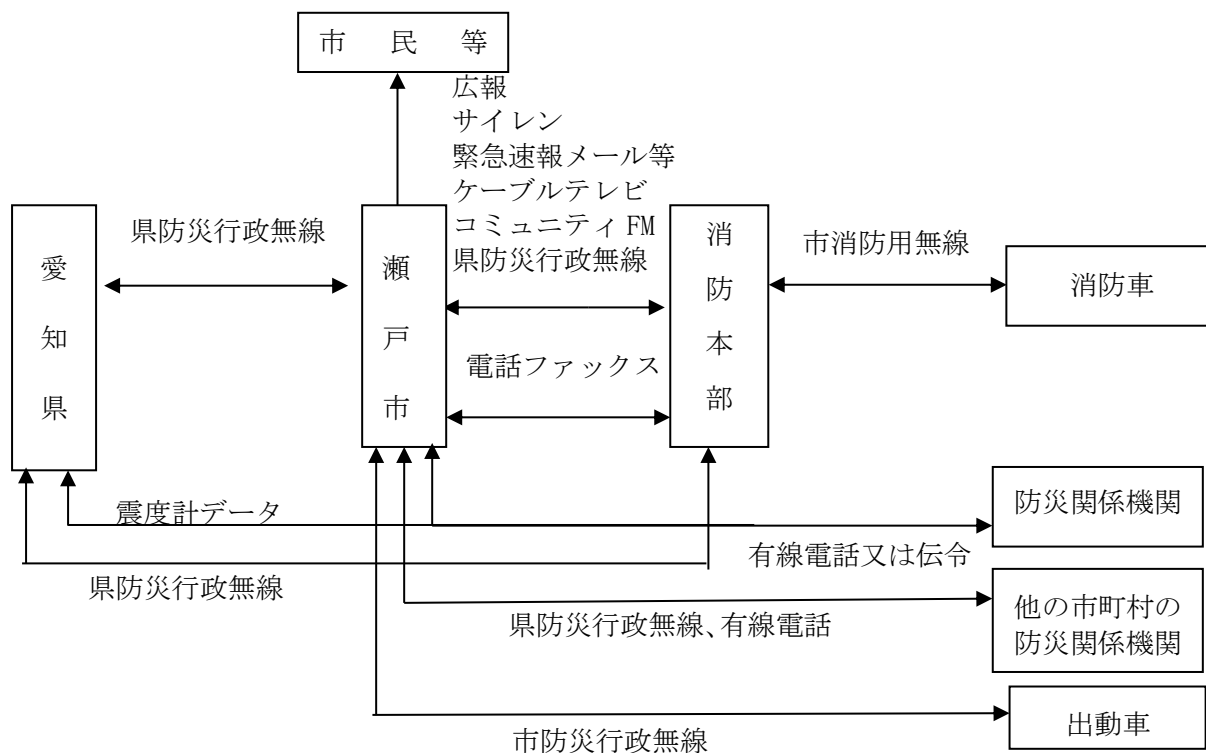
2 気象警報等の伝達体制

(1) 市は、気象警報等の必要事項を住民及び所在官公署へ周知する。また、気象警報等の受理伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの連絡体制の整備を図る。

特に、休日、夜間における伝達体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意した伝達体制の確立をしておく。

(2) その他の防災機関は、法令及び自らの防災計画等により、伝達体制を確立し必要な措置を行う。

【防災行政無線等による災害情報等伝達経路】



3 避難情報の発令基準

市は、避難情報の判断基準を次のとおり規定し、市長が市域の状況を総合的に判断したうえで発令する。

ア 発令区域

土砂災害警戒区域等が所在する連区で、発令基準に該当した連区を対象に発令

イ 発令基準（土砂災害）

区分	発令の要件	発令基準
高齢者等避難	①大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 ②数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ③大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合	左記（①～③）のいずれか1つに該当した場合
避難指示	①土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ②土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 ③大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化）が発見された場合	左記（①～④）のいずれか1つに該当した場合
緊急安全確保	①大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ②土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合 ③土砂災害が発生した場合 ④山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 ⑤避難指示等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合	左記（①～⑤）のいずれか1つに該当した場合

※ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）とは、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、瀬戸市長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、瀬戸市に警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される情報をいう。瀬戸市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報で確認することができる。

※ 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。技術的に予測が困難である地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象としない。

また、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

※ 土砂災害危険度情報は、県砂防課が独自に提供する情報で、予測雨量等から土砂災害の危険度を4段階のランクで表示する。情報内容は、1km四方で細かく表示されるが、予測雨量に誤差があるように、危険度情報も位置や時間等に誤差があり、また、土砂災害は、降雨だけでなく、様々な要因により起こる災害なので、危険度レベルが低い地区でも、周辺の情報や現地の状況に注意する必要がある。

ウ 発令基準（洪水）

区分	発令の要件	発令基準
高齢者等避難	①指定河川洪水予報により、市内の水位観測所が避難判断水位（レベル3水位）に到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ②指定河川洪水予測の水位予測により、市内の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ③軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ④高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	左記（①～④）のいずれか1つに該当した場合
避難指示	①指定河川洪水予報により、市内の水位観測所が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合（又は、危険水位に相当する水位に到達したと確認された場合） ②指定河川洪水予報により、市内の水位観測所の水位が避難指示（緊急）発令時参考水位を超えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ③異常な漏水・浸食等が発見された場合 ④避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	左記（①～④）のいずれか1つに該当した場合
緊急安全確保	①市内の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）を超えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、避難指示（緊急）発令時参考水位に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれがある場合） ②異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ③樋門・水門等の施設の機能故障が発見された場合（発令対象地域を限定する）	左記（①～④）のいずれか1つに該当した場合

エ 発令基準（水位）

区分 避難情報	水位情報	水位（m）			水位名称等
		平子 （矢田川）	共栄橋 （瀬戸川）	志段味 （庄内川）	
—	—	2.00	1.50	3.40	水防団待機水位
—	氾濫注意情報	2.20	2.00	4.60	氾濫注意水位
高齢者等避難	氾濫警戒情報	2.35	—	5.90	避難判断水位
避難指示	氾濫危険情報	2.65	2.90	6.40	氾濫危険水位
緊急安全確保	—	3.20	3.70	7.50	緊急安全確保 発令時参考水位

※ 矢田川の平子観測所が被災し観測不能になった場合は、印場橋観測地点の数値を以下の様に読み替える

水防団待機水位：2.00m → -4.30m

氾濫注意水位：2.20m → -4.05m

避難判断水位：2.35m → -3.90m

氾濫危険水位：2.65m → -3.30m

4 避難情報の伝達

「防災共通計画 第3編 第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」による。

5 住民等の避難誘導

「防災共通計画 第3編 第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」による。

土砂災害警戒区域等の定義

土砂災害警戒区域	土石流	土石流のおそれのある溪流で、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
	急傾斜地の崩壊	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、斜面上部(斜面の上端から10m以内)、斜面及び斜面下部(斜面の下端から斜面の高さの2倍以内)の区域
土砂災害特別警戒区域	土石流・急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域のうち、住宅などが損壊し、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

第2章 被災宅地の危険度判定

第1節 基本方針

降雨等の災害により、多くの宅地が被害を受けることが予測され、さらに被災した宅地により二次災害の発生のおそれがあるが、災害直後に、被災した宅地の安全性はどうかなどの判断は専門知識を持たない被災者には困難である。そこで、あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して危険度判定を行い、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の安全を図る。

第2節 実施内容

1 被災宅地危険度判定実施本部の設置

- (1) 市は、市域で被災宅地危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に市被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。
- (2) 実施本部は、判定実施計画を作成し、判定士及び判定のための資機材等を確保し、被災宅地危険度判定活動を実施する。必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

2 被災宅地危険度判定支援本部の設置

- (1) 県は、実施要綱等に基づき、市町村の被災宅地危険度判定の実施とともに、応援判定士の派遣等の後方支援を行う被災宅地危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。
- (2) 支援本部は、市町村判定実施本部からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。
- (3) 支援本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われるよう努める。

第3章 交通応急対策

第1節 基本方針

災害時においては、災害対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このため交通の円滑を期するよう道路、鉄軌道等交通施設に対する応急措置及び交通規制を適切に行うものとする。

第2節 実施内容

1 道路施設対策

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 巡視等の実施により、被害情報や冠水等の道路状況及び交通状況を速やかに収集する。

イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

ウ 道路管理者及び上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合は、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるように通報する。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保

ア 道路、橋梁の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

(3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

2 交通規制

道路管理者及び警察は、密接な連絡の下に、次の区分により速やかに必要な規制を行うものとする。

実施責任者	範 囲
道路管理者	1 道路の破壊、欠損、土石流等その他特別の理由により交通が危険であると認めるとき。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認めるとき。
警 察	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがあるとき。

- (1) 市長が管理する道路のうち、豪雨等の異常気象において、道路及びその周辺の状況から通行に危険が生ずるおそれが著しいと判断される場合は、市長が通行規制を行う。

この場合、直ちに瀬戸警察署に対し、規制を実施した旨を通知する。

[通知事項]

- ① 通行の禁止、制限の種別と対象
- ② 路線名
- ③ 区間
- ④ 期間
- ⑤ 理由
- ⑥ 迂回路その他の状況

- (2) 道路通行規制の解除は、通行の安全を確認した上で行い、瀬戸警察署に通知する。

3 応援協力関係

道路等の被害に対する応急復旧工事を災害時における復旧に関し、市内建設業者に応援を要請する。また、応急復旧工事の更なる要員等が必要な場合は、県へ応援を要請する。

4 鉄軌道施設の応急措置

鉄軌道事業者は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。

また、線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合は、緊急度により仮線路、仮橋の仮設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。

5 鉄軌道被害の応援協力関係

鉄軌道事業者は、応急工事が困難な場合、他の鉄軌道事業者へ要員、資器材の確保につき、応援を要求する。

また、県への要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。

(資 料)

- ・ 資料 4－5 急傾斜地崩壊危険箇所
- ・ 資料 4－6 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所
- ・ 資料 5－4 緊急輸送道路
- ・ 資料 5－5 道路通行規制区間（異常気象時通行規制区間）

第4章 ライフライン施設等の応急対策

第1節 基本方針

電力、ガス及び水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、災害によりこれらの施設及び設備が被害を受けた場合においても、これらの供給を早急に回復するための緊急措置をはじめ、必要な応急工事を適切に行うものとする。特に排水機能については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。また、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第2節 電力

1 実施責任者

電気事業者

2 実施内容

(1) 災害時における応急工事

電気事業者は、災害が発生した場合、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとり、被災施設・設備に対する状況を調査把握し、発電、変電施設・設備及び送電・配電線路等に被害があった場合は、応急工事を実施するとともに、供給先の住民等へ報道機関による報道又はWebサイト等により、復旧状況、被害地区における注意事項等について広報活動を行う。

なお、公共施設に対する復旧の遅れは、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

(2) 災害時における電気の保安

強風、浸水等により危険と認められる場合は送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危険防止に必要な措置を講ずる。

(3) 電気事業者は、災害により一定規模以上の供給を停止したとき、又は応急復旧をしたときは、市災害対策本部に情報伝達するとともに、必要に応じて連絡要員を派遣する。

(4) 要員及び資機材等の確保

ア 要員の確保

災害発生後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、電力広域的運営推進機関と協調すると共に、請負会社等及び他の電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

災害発生後、資機材が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調すると共に他の電力会社へ融通を依頼する。

第3節 ガス

1 実施責任者

都市ガス事業者（液化石油ガス含む。）

2 実施内容

(1) 都市ガスの確保

ア 災害時における応急工事等

災害が発生した場合、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとり、被災施設・設備に対する状況を調査把握し、主要供給路線、橋梁架管、整圧器及び製造設備等に被害があった場合は、応急工事を実施し、供給不良ないしは停止となった地域への供給再開を行うとともに、適切な方法で広報活動を行う。

イ 災害時におけるガスの保安

ガス施設等が、火災等により危険な状態になった場合又はガス導管の折損等によってガス漏洩の危険がある場合若しくは二次災害が発生した場合は、直ちにガスを遮断する等危険防止に必要な措置を講ずるとともに、中部近畿産業保安監督部、県警察及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近住民に避難するよう勧告する。

ウ ガス事業者は、災害により一定規模以上の供給を停止したとき、又は応急復旧をしたときは、市災害対策本部に情報伝達するとともに、必要に応じて連絡要員を派遣する。

エ その他工事関係におけるガスの保安

ガス導管に関連する各種工事の実施に当たっては、関係者との緊密な連絡のもとに十分な安全措置を講ずる。

(2) L P ガスの確保

ア 災害時における復旧対策

災害が発生した場合、速やかに対策本部を設置し、L P ガス施設の被害状況を調査、情報収集し緊急対応措置を講ずる。

二次災害防止のための緊急対応措置がなされた後は、供給再開に向けて安全点検を実施し、早期供給再開を図る。

イ 災害時におけるL P ガス(プロパンガス)の保安

L P ガス施設等が、火災等により危険な状態になった場合、又は容器、配管等の折損によりガス漏洩の危険がある場合若しくは爆発等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれ応急措置を講ずる。

(ア) L P ガス供給設備が危険な状態になったときは、直ちに容器を撤去し、安全措置を講ずる。

(イ) L P ガス配管の折損等によって漏洩の危険がある場合は、バルブを閉止するなどの危険防止に必要な措置を講ずる。

(ウ) 中部近畿産業保安監督部、愛知県防災安全局、県警、消防等へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

3 応援協力関係

- (1) ガス事業者は、応急工事の施工が困難な場合、日本ガス協会を通じて他のガス事業者の応援を要請する。
- (2) 市は、都市ガス等の応急工事が困難で避難所等の炊事用燃料等が不足するときはエルピーガスによる応急的な燃料を確保するため、一般社団法人愛知県ＬＰガス協会尾張支部瀬戸旭分会へ協力を要請するものとする。
一般社団法人愛知県ＬＰガス協会は、応急復旧の実施が困難な場合は、一般社団法人全国ＬＰガス協会を通じて全国規模で救援隊派遣を要請する。
- (3) 応援要請を受けた関係機関は、これに積極的に協力する。

第４節 水道

1 実施責任者

水道事業者

2 実施内容

(1) 災害時における応急工事等

- ア 災害の発生した場合、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとる。
- イ 災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力を挙げ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。
- ウ 取水、導水、浄水施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統より全能力を挙げて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。
- エ 応急復旧の状況や見通しを適切に広報し、住民へ周知する。

(2) 災害時における水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

(3) 支援体制

水道事業者（市長）は、施設の復旧が困難な場合や水道水が不足する場合は、「水道災害相互応援に関する覚書」に基づき、近隣市町村あるいは県へ応援または資材調達を要請する。

3 その他

- (1) 市は、水道工事業者等と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整備しておく。
- (2) 仮配管等の必要性から水道資材の調達先を把握しておく。
- (3) 近隣の上水道の配水管等と相互に連絡して早期部分給水を配慮する。
- (4) 緊急の給水用として、飲料水携行缶を備蓄する。

第5節 下水道

1 実施責任者

下水道管理者

2 実施内容

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

(2) ポンプ場、終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達のうえ緊急措置を講ずる。停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかに対応ができるように努める。

また、終末処理場等が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

第6節 ライフライン施設の応急復旧

県、市及びライフライン事業者等における措置

(1) 現地査証調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

(資 料)

- ・資料2－市 瀬戸市締結の災害応援等に関する協定・覚書
水道災害相互応援に関する覚書
災害時における液化石油ガス等の供給に関する協定
- ・資料7－2 水道施設緊急修繕工事協力締結業者一覧

第5章 水防計画

第1節 基本方針

洪水等風水害から人命、財産を保護するため、これを緊急に及び水防活動について、計画を定めるものとする。

第2節 水防活動

1 水防計画

水防管理団体が行う水防が円滑に実施されるための水防に関する計画は、愛知県水防計画を基礎として、各水防管理団体の地域的特性に応じて適宜増減した上で、必要事項を網羅して定める。

2 実施内容

(1) 消防団の出動

市は、水防警報が発表される等水防上危険が予測される状態に至ったとき、県及びそれぞれの水防管理団体の水防計画に定める基準により、消防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

(2) 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、ため池等の管理者及び県に連絡する。

(3) 水防情報

適切な水防活動を行い避難体制を講じるに当たって重要となるのが河川情報であることから、水防管理団体、河川管理者及び関係機関はそれぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期するものとする。

(4) 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(5) 緊急通行

水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

(6) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。

①必要な土地の一時使用

②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

③車両その他の運搬用機器の使用

④排水用機器の使用

⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。

3 冠水排除

市は、河川等の決壊等により冠水した場合は、冠水排除を実施するほか、市は、排水ポンプにより排水作業を実施し、都市下水施設が損壊した場合は、直ちにこれに応急措置を施す。

4 応援協力関係

- (1) 市は、水防作業の実施が困難な場合、県防災ヘリコプターによる救助活動等や他の水防管理者又は市町村へ水防作業の実施のための要員、又は県へ資機材の確保につき応援を要請する。
- (2) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

（資 料）

- ・ 資料 4－1 0 重要水防箇所及び防災重点農業用ため池
- ・ 資料 6－1 災害対策用備蓄資機材等
- ・ 資料 6－8 防災用機器

第 6 章 航空機事故に関わる災害対策

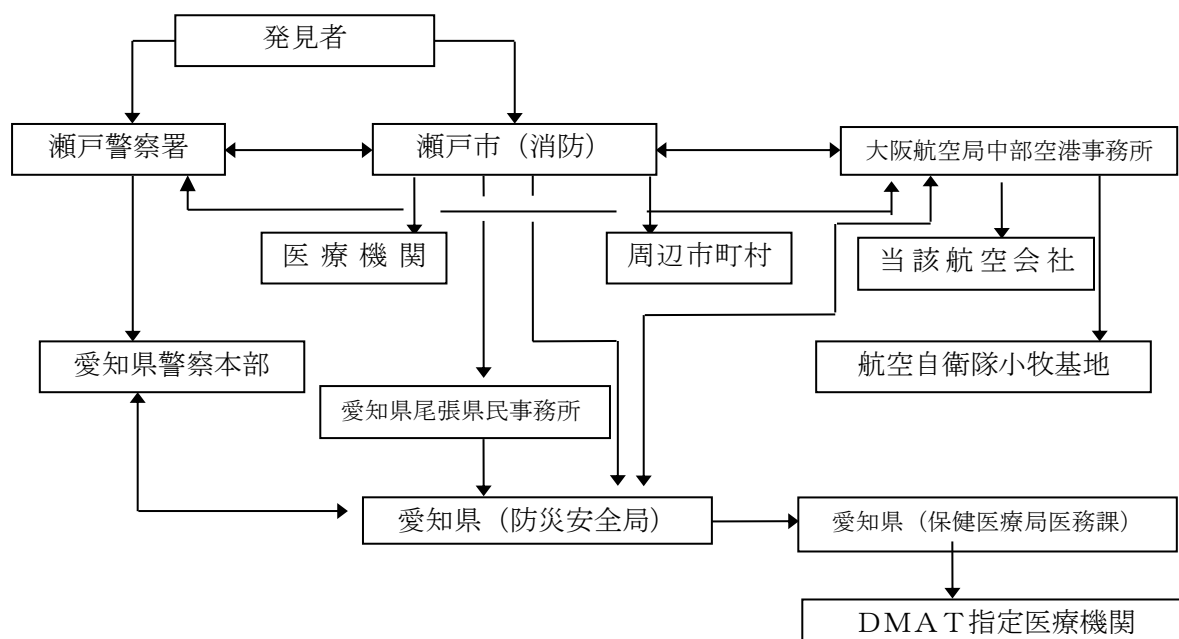
第 1 節 基本方針

航空機の墜落炎上等による災害から市民を守るため、防災関係機関は早期に初動態勢を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

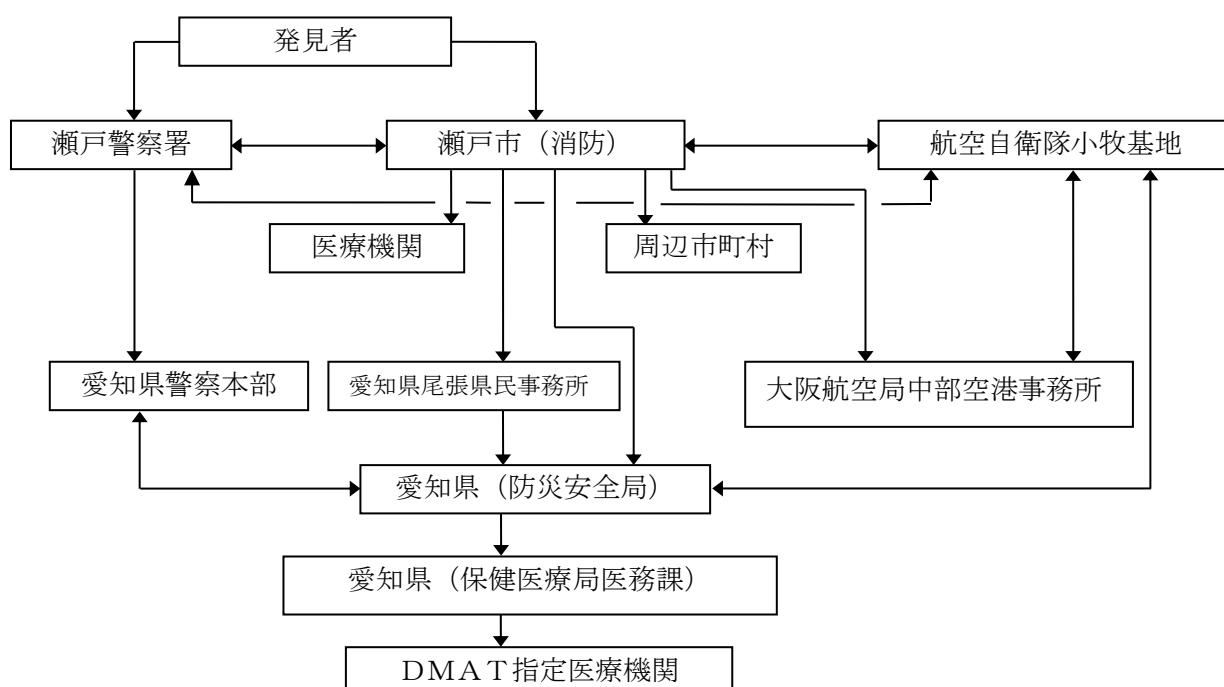
第 2 節 情報の伝達系統

災害が発生した場合の通報連絡は、下記のとおりとする。

1 民間航空機の場合



2 自衛隊機の場合



第3節 実施内容

- 1 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者から通報を受けたときは、前節の伝達系統により県及び関係機関に通報する。
- 2 空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命じる。
- 3 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て、救助及び消防活動を実施する。
- 4 負傷者が発生した場合、市は、医師会等に連絡調整して医療救護班を組織し、現地派遣を行い、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ、救護所、避難所、遺体安置所等の設置又は手配を行う。

死者が発生した場合の遺体の搜索、収容、処理活動等は、「防災共通計画 第3編 第

11章 遺体の搜索、遺体の収容及び遺体の埋火葬」の規定により実施する。

- 5 必要に応じ、被災者等へ食品及び飲料水等を提供する。
- 6 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- 7 災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は「愛知県内広域消防相互応援協定」等の定めるところにより、消防相互応援を行う。

- 8 被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認められるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

第 7 章 放射性物質及び原子力災害応急対策

第 1 節 基本方針

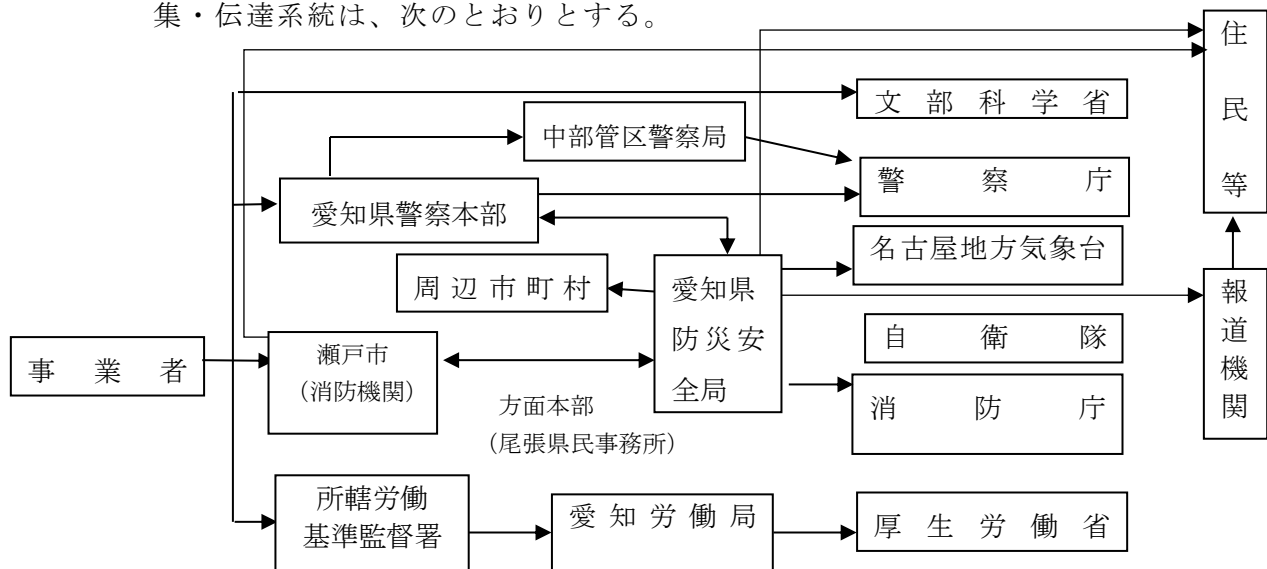
放射性物質に係る事故等が発生した場合又は原子力緊急事態が発生場合は、地域住民を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害対策及び緊急事態応急対策を実施する。

第 2 節 情報の伝達系統

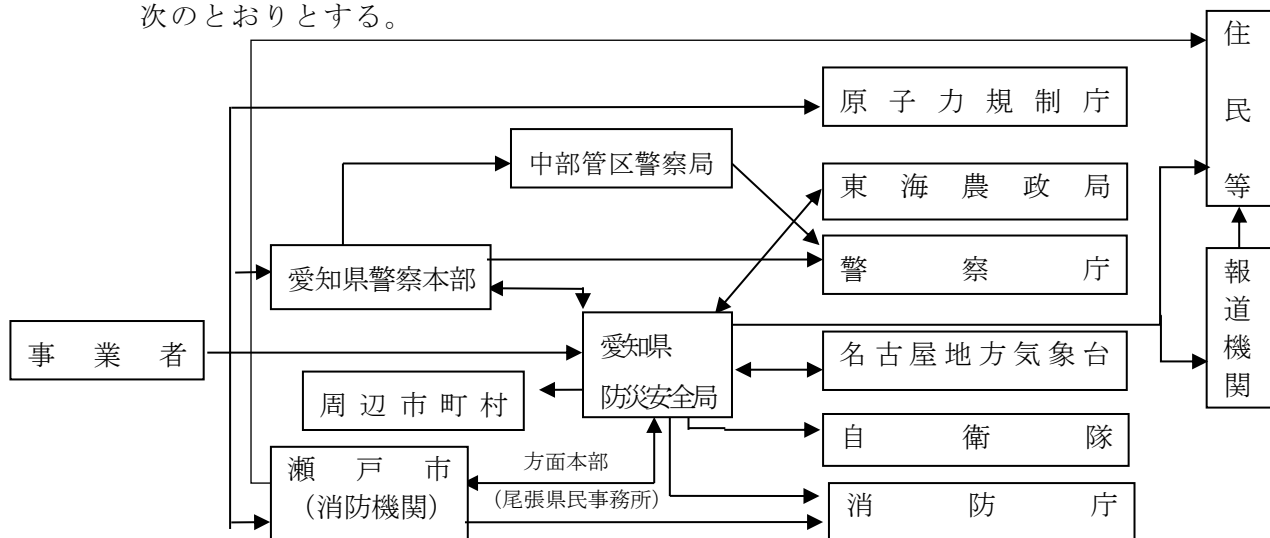
1 事故発生時等の通報体制

県、市、県警察、事業者、消防機関その他の防災関係機関は、放射性物質の事故災害及び原災法第 2 条に規定する原子力緊急事態が発生した場合における情報伝達体制は次のとおりとする。

- (1) 放射性同位元素取扱事業所で放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



- (2) 核燃料物質等の輸送中に事故が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3節 実施内容

1 放射性物質災害発生時の応急対策

(1) 事業者の措置

ア 事故等の発生について、所管労働基準監督署、県警察、市、消防機関等へ連絡するものとする。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止又は拡大を防止するための緊急措置を実施するものとする。

(2) 市の措置

ア 事業者から事故等の発生の通知を受けた場合、県へ事故等の発生について、直ちに通報する。

イ 事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行うものとする。

ウ 放射性物質に係る消防活動及び救急活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

(3) 放射線障害に対する医療体制

ア 放射線被ばく及び放射線汚染がない場合は、通常の診療体制で実施するものとする。

イ 放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、放射線計測器、除染設備等を有する診療施設において対応が望ましいので、あらかじめ当該医療機関に協力依頼等の措置を講ずるものとする。

2 特定事象発生時の応急対策

放射性物質の輸送中に原災法第10条、同法施行例第4条、同法施行規則第2条及び第8の規定に基づく放射線量の異常等の特定事象が発生した時は、上記対策に加えて次の対策をとるものとする。

(1) 事業者の対策

ア 特定事象が発生した時は、事故の概要等について市、県、県警察、消防機関に速やかに通報する。

イ 放射線の測定、汚染の防止等必要な活動を行う。

(2) 市の対策

ア 事業者から、事故の概要、放射線、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。

イ 特定事象発生の通報を受けた場合は、直ちに国に専門家の派遣を要請する。

ウ 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

3 緊急事態応急対策

放射性物質の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、施設から概ね半径10 km程度が目安とされている原子力発電所等の防災対策を重点的に実施すべき地域よりも相当狭くなるものと考えられる。しかし、放射線等は人間の五感に感じられないという特性があることから、国が原子力緊急事態宣言を実施したときは、住民の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、上記対策に加え次の対策をとるものとする。

(1) 事業者の対策

事故周辺の放射線量測定等必要な対策を実施し、その状況を市、県、県警察に連絡するものとする。

(2) 市の対策

ア 原子力緊急事態宣言があったときは、市災害対策本部を自動的に設置する。

イ 原子力緊急事態宣言に際して国が示した避難すべき地域の居住者等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。

ウ 国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。

第4節 県外の原子力発電所等における異常時対策

4 原子力事業者（中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）との情報連絡体制に係る合意内容に該当する異常が発生した場合は、次の対策をとるものとする。

1 4 原子力事業者における対策

(1) 県への情報伝達・報告

4 原子力事業者は、各合意内容に基づき県に対して内容を通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

(2) 原子力事業者防災業務計画による対策の実施

4 原子力事業者は、(1)に掲げる対策のほか、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画により対策を行うものとする。

2 県（防災安全局、環境局）における対策

(1) 防災関係機関への情報伝達

県は、4 原子力事業者との各合意内容に基づき情報収集を行い、防災関係機関、市町村等へ情報を伝達する。

(2) アドバイザーへの協力要請

必要に応じ、アドバイザーへの協力を要請し、専門的、技術的な立場からの助言を求める。

(3) 事業者、国及び消防機関と協力したモニタリング

専門家の指導助言を得て、事業者、国及び消防機関と協力してモニタリングを行う。

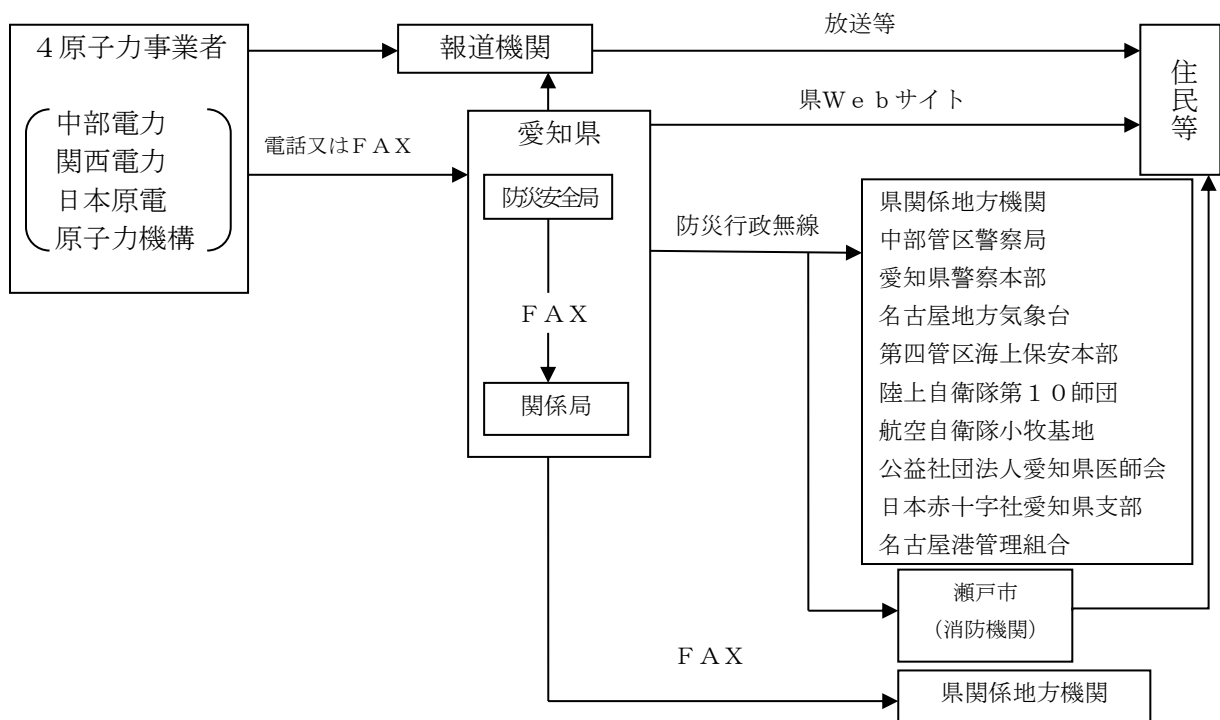
3 市における対策

(1) 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命

への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

4 情報の伝達系統

4 原子力事業者の県外の原子力発電所等において、各合意内容に規定する内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



5 飲料水・食品等の摂取制限等

(1) 飲料水の摂取制限等

市は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び自ら実施したモニタリングの結果等により、国が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、放射線濃度の測定結果を Web サイト等で公表し、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。

(2) 農産物の採取及び出荷制限

市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、放射線濃度の測定結果を Web サイト等で公表し、農産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

6 風評被害等の影響の軽減

市は、原子力災害による風評被害等の未然防止又は被害を軽減するために、国、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。

第 8 章 危険物等の災害対策

第 1 節 基本方針

石油類、毒物劇物等化学薬品類、高圧ガス、火薬類（以下「危険物等」という。）の爆発又は火災は、市民の生命、身体及び財産に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を迅速に取り除くための応急的保安措置を中心に定めるものとする。

第 2 節 実施内容

- 1 危険物等及びその施設の所有者、占有者に対して危害防止のための必要な措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求める。
- 2 火災の防御は、市の消防機関において、その消防計画に基づき消防力を有効的に運用して実施し、特に火災の状況、規模及び危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の応援派遣要請等他の機関の応援を受けるものとする。
- 3 流出、転倒及び浮上した危険物等に対しては、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させる。また、危険区域は、ロープ等で区画し、係員を配置する。
- 4 市は、事業者との間で災害防止協定を締結し、立入調査や勧告などの必要な措置を行い、事故防止に努める。

（資 料）

- ・ 資料 4－2 危険物施設等施設数一覧
- ・ 資料 4－3 液化石油ガス等貯蔵施設

第9章 大規模な火災対策

第1節 基本方針

大規模な火災(陸上における火災で、林野火災以外のもの。)による多数の死傷者等の発生する災害(以下「大規模な火災」という。)に対する対策について定める。

なお、「第2編 第10章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策」及び「第2編 第11章 高圧ガス保安対策及び火薬類保安対策」の定めについても留意する。

第2節 実施内容

1 市の措置

- (1) 市は、発見者等から大規模な火災の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県へ連絡する。
- (2) 地域住民等の避難の指示等については、「防災共通計画 第3編 第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。
- (3) 必要に応じ、被災者等へ食品及び飲料水等を提供する。
- (4) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療救護班を組織して現地に派遣し、応急救治等を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ、救護所、避難所、遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の搜索、収容、処理活動等は、「防災共通計画 第3編 第11章 遺体の搜索、遺体の処理及び遺体の埋火葬」の定めにより実施する。

- (5) 被災者の救助及び消防活動に際し、必要があると認めるときは、自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等の資機材の確保について、応援を要請する。

2 消火活動

- (1) 消防本部は直ちに火災現場へ出動し、消防ポンプ自動車等の消防用資機材を活用し、消防活動を実施する。
- (2) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立ち入り制限や撤去を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求める。
- (3) 市の消防力で対処できない場合は、躊躇なく近隣市町に応援を求める。
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定める消防相互応援を要請する。
- (4) 必要に応じ、関係防災機関、関係公共団体の協力を得て、救助・救急活動を行う。
- (5) 負傷者が発生した場合は、市内医療機関等で医療班を組織し、現地で応急救治を施したあと、適切な医療機関に搬送する。

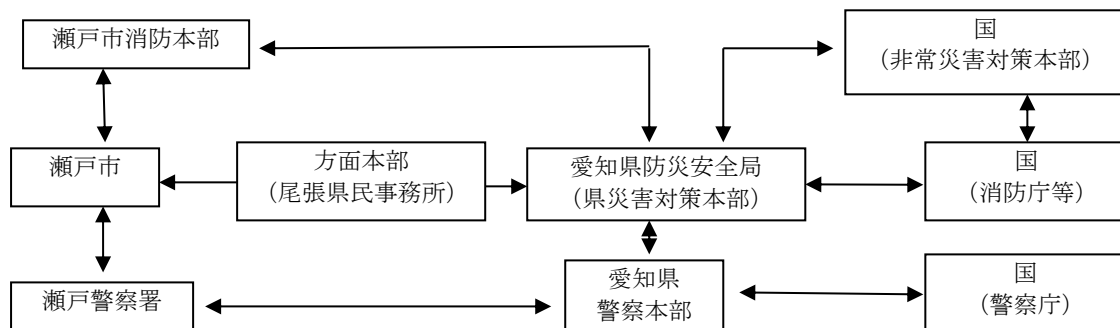
- (6) 重傷者の発生又は恐れがある場合は、ドクターヘリ及び防災ヘリの要請を行い、早期に最適な医療機関への搬送体制をとる。
- (7) 応急対策に必要な通信手段（携帯電話等）、電源その他の資機材を確保する。

3 応援協力関係

- (1) 大規模な火災が発生した場合、逐次、県へ情報提供するとともに、密接な連携をとる。
- (2) 遠隔地から化学消火薬剤等の緊急資機材を搬送する場合、必要に応じ、警察機関へ先導等を依頼する。

第3節 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合の通報・連絡は、次のとおりとする。



(資料)

- ・ 資料 2－市 瀬戸市締結の災害応援等に関する協定・覚書
 - 愛知県内広域消防相互応援協定
 - 隣接市町との消防相互応援協定締結状況
 - 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定
 - 愛知県下高速道路における消防相互応援協定
 - 東海環状自動車道沿線都市災害時相互応援に関する協定書
 - 高層建築物
- ・ 資料 6－3 消防水利施設設置状況

第 10 章 林野火災対策

第 1 節 基本方針

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災(以下「大規模な林野火災」という。)の対策について定める。

第 2 節 実施内容

1 市の措置

- (1) 市は、発見者等から大規模な林野火災の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県へ連絡する。
- (2) 地域住民等の避難の指示等については、「防災共通計画 第 3 編 第 5 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。
- (3) 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織して現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。
また、必要に応じ、救護所、避難所、遺体安置所等の設置又は手配を行う。
なお、死者が発生した場合の遺体の搜索、収容、処理活動等は、「防災共通計画 第 3 編 第 11 章 遺体の搜索、遺体の処理及び遺体の埋火葬」の定めにより実施する。
- (4) 被災者の救助及び消防活動に際し、必要があると認めるときは、自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等の資機材の確保について、応援を要請する。
- (5) 必要に応じ、被災者等へ食品及び飲料水等を提供する。

2 消火活動

- (1) 直ちに火災現場へ出動し、防火水槽、自然水利等を活用し消防活動を実施する。
- (2) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立ち入り制限や撤去を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事に助言を求める。
- (3) 瀬戸市の消防力で対処できない場合は、躊躇なく近隣市町に応援を求める。
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定める消防相互応援を要請する。
- (4) 必要に応じ、関係防災機関、関係公共団体の協力を得て、救助・救急活動を行う。
- (5) 応急対策に必要な通信手段(携帯電話等)、電源その他の資機材を確保する。
- (6) 林野火災対策用資機材の確保が困難な場合は、県及び中部森林管理局愛知森林管理事務所へその確保の応援を要求する。

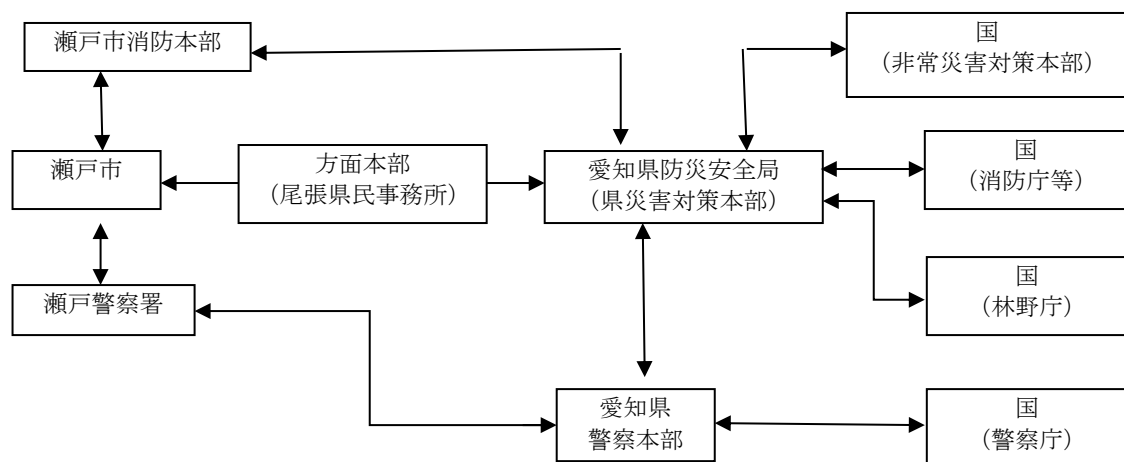
- (7) 空中消火の必要がある場合は、「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づき防災ヘリコプターの出動を要請する。

3 応援協力関係

- (1) 大規模な火災が発生した場合、逐次、県へ情報提供するとともに、密接な連携をとる。
- (2) 遠隔地から化学消火薬剤等の緊急資機材を搬送する場合、必要に応じ、警察機関へ先導等を依頼する。

第3節 情報の伝達系統

大規模な林野火災が発生した場合の通報・連絡は、次のとおりとする。



(資料)

- 資料2－市 瀬戸市締結の災害応援等に関する協定・覚書
 - 愛知県内広域消防相互応援協定
 - 隣接市町との消防相互応援協定締結状況
 - 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定
 - 東海環状自動車道における消防相互応援協定
 - 東海環状自動車道沿線都市災害時相互応援に関する協定書
- 資料6－3 消防水利施設設置状況

第 1 1 章 防 災 営 農

第 1 節 基本方針

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物に対してなすべき措置を適切に実施する。

第 2 節 実施内容

1 農地及び農業用施設に対する応急措置

(1) 農地

河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水による湛水排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。ポンプ排水を行うにあたっては、排水河川の状況を十分把握する。県は、一方の実施する湛水作業が他方に影響を及ぼす場合は両者間の調整を行う。

(2) ダム・ため池

ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認める場合は取水樋管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

(3) 用排水路

市は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。

なお、愛知用水の幹線水路については独立行政法人水資源機構中部支社が水位の調整及び応急工事を行う。

2 農作物に対する応急措置

(1) 災害対策技術の指導

市は、県、農業協同組合等農業団体と一体となって、被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立して技術指導を行う。

(2) 種子粃の確保

被害の状況に応じ国又は県に種子の供給を要求する。

(3) 病虫害の防除

病虫害の異常発生又はまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、県及び農業協同組合等農業団体と一体となって具体的な防除の実施を指示指導するとともに、農薬の確保に努める。

(4) 凍霜害防除

県は、名古屋地方気象台から発表される霜に関する注意報を市町村へ伝達する。

市及び農業協同組合は、有線放送等を活用し、農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。

注意喚起期間は原則として3月10日から5月31日までとする。

第12章 鉄道災害対策

第1節 基本方針

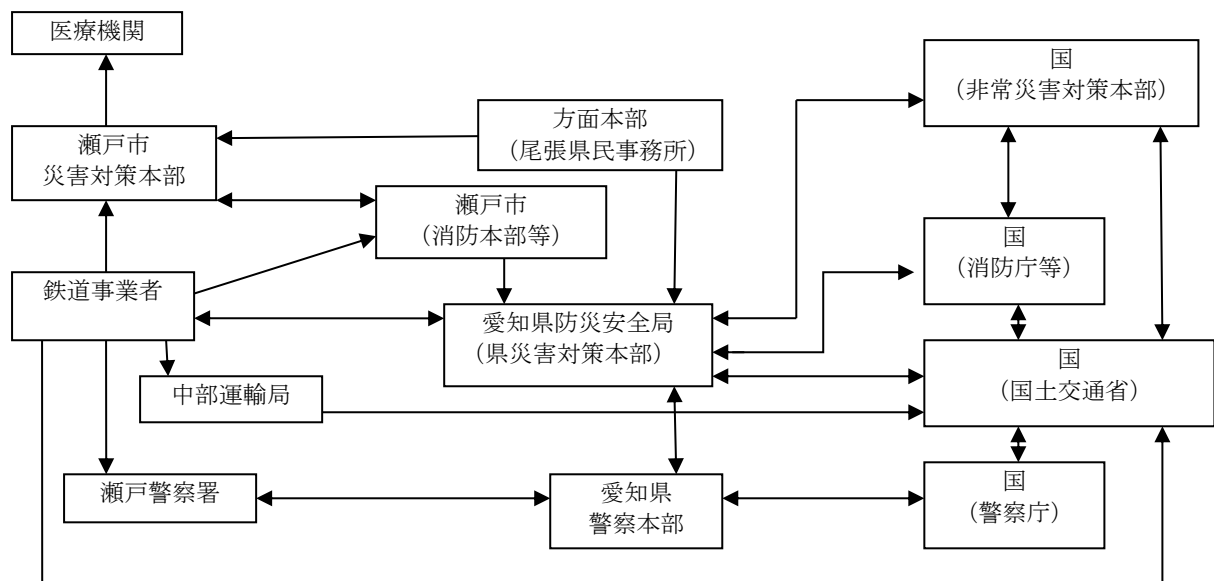
列車の衝突等による多数の死傷者等を伴う鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）が発生した場合は、防災関係機関は速やかに初動体制を確立し、関係機関の緊密な協力のもとに被害拡大を防御し、被害の軽減を図るものとする。

第2節 実施内容

- 1 市は、鉄軌道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、被害規模の把握等迅速な情報収集に努め、県、関係機関に連絡する。
- 2 状況により警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等の指示を行う。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求める。
- 3 必要に応じ、関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を行う。
- 4 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療救護班を組織して現地に派遣し、応急処置等を施した後、適切な医療機関に搬送する。また必要に応じ救護所、避難所、遺体安置所等の設置又は手配を行う。なお、死者が発生した場合の遺体の搜索、収容、処理活動等は「防災共通計画 第3編 第11章 遺体の搜索、遺体の処理及び遺体の埋火葬」の定めにより実施する。
- 5 必要に応じ、被災者等へ食品及び飲料水等を提供する。
- 6 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する
- 7 市では対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は「愛知県内広域的消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。
- 8 被災者の救助及び消防活動に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。
- 9 応急工事、救助活動等の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。

第3節 情報の伝達系統

災害が発生した場合の通報・連絡は、次のとおりとする。



(資料)

- ・資料2－市 瀬戸市締結の災害応援等に関する協定・覚書
 - 災害応援に関する協定書
 - 愛知県内広域消防相互応援協定
 - 隣接市町との消防相互応援協定締結状況
 - 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定
 - 東海環状自動車道沿線都市災害時相互応援に関する協定書

第 13 章 道 路 災 害 対 策

第 1 節 基本方針

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者を伴う道路災害（以下「大規模道路災害」という。）が発生した場合は、市及び防災関係機関は速やかに初動体制を確立し、関係機関の緊密な協力のもとに被害拡大を防御し、被害の軽減を図るものとする。

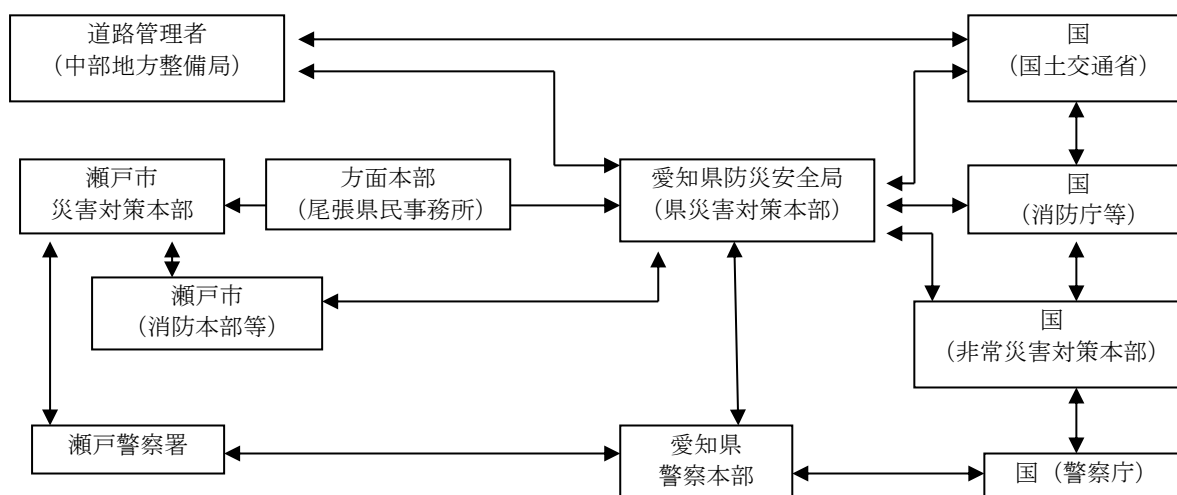
第 2 節 実施内容

- 1 道路管理者は、大規模道路災害が発生した場合は道路パトロール等巡視を実施し、被害規模の把握等迅速な情報収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。
- 2 道路管理者は、大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又はう回路の設定等の交通規制を実施する。
- 3 状況により警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等の指示を行う。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求める。
- 4 必要に応じ、関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を行う。
- 5 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療救護班を組織して現地に派遣し、応急処置等を施した後、適切な医療機関に搬送する。必要に応じ救護所、避難所、遺体安置所等の設置又は手配を行う。
なお、死者が発生した場合の遺体の搜索、収容、処理活動等は「防災共通計画 第 3 編 第 11 章 遺体の搜索、遺体の処理及び遺体の埋火葬」の定めにより実施する。
- 6 必要に応じ、被災者等へ食品及び飲料水等を提供する。
- 7 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する
- 8 市では対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は「愛知県内広域的消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。

- 9 被災者の救助及び消防活動に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。
- 10 危険物の流出等が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難の誘導を行う。
- 11 応急工事、救助活動等の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。

第3節 情報の伝達系統

災害が発生した場合の通報・連絡は、次のとおりとする。



(資 料)

- ・ 資料 2－市 瀬戸市締結の災害応援等に関する協定・覚書
 - 災害応援に関する協定書
 - 愛知県内広域消防相互応援協定
 - 隣接市町との消防相互応援協定締結状況
 - 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定
 - 東海環状自動車道における消防相互応援協定
 - 東海環状自動車道沿線都市災害時相互応援に関する協定書
- ・ 資料 5－4 緊急輸送道路

第 4 編 災害復旧対策計画

第 1 章 放射性物質及び原子力災害対策

第 1 節 放射性物質及び原子力災害事後対策

防災関係機関は、原災法第 27 条に規定する原子力災害事後対策として、事業者及び各機関と相互に協力し、次の対策を実施するものとする。

- 1 事業者は、県、市と密接な連携のもとに、放射性物質や放射性物質で汚染された物資を除染するものとする。
- 2 県及び市は、原子力緊急事態宣言が解除された後の放射線量等を調査する。
- 3 県及び市は、緊急事態応急対策を実施した地域の居住者等に対する健康診断や心身の健康に関する相談を実施する。
- 4 市は、将来の医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、避難等の措置をとった住民が災害発生時にその地域に所在した旨の証明及び避難所においてとった措置等を記録する。
- 5 県、市、防災関係機関は、各種証拠及び資料として活用するため、各種の対策措置状況等を記録するものとする。

第 2 節 風評被害等の影響の軽減

- 1 市は、原子力災害による風評被害等の拡大防止又は被害を軽減するために、国、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。
- 2 市は、農産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国、関係団体等と連携し、科学的根拠に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地以外の地域に対しても情報発信に努めるものとする。
- 3 市は、国、関係団体等と連携し、農産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光振興のために、農産物対策、産業振興対策、観光対策等の施策に十分に配慮を行うこととする。

第 3 節 心身の健康相談の実施

市は、健康相談窓口において市民に対する心身の健康に関する相談に応じる。なお必要な場合には、原子力事業者等関係機関に協力を求めることができる。

(資 料)

・資料2－市 瀬戸市締結の災害応援等に関する協定・覚書

災害時における電気の保安に関する協定書

災害時における応急対策の協力に関する基本協定書